

宮城労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問しました

～宮崎工業株式会社の取組について～

代田宮城労働局長は、長時間労働削減、年次有給休暇取得に積極的に取り組んでいる「ベストプラクティス企業」として、「過重労働解消キャンペーン」期間中の平成30年11月22日に、宮崎工業株式会社を訪問しましたので、同社における主な取組内容等をご紹介します。

企業名	宮崎工業株式会社				
所在地	加美郡加美町宮崎	社員数	228名	業種	輸送用機械器具製造業

局長訪問

本社を訪問し、加藤賢一代表取締役社長、猪股勝芳取締役工場長、畠山剛士業務課副課長から取組内容について、お話を伺いました。

その後、工場において、時間外勤務の実績表や、多能工の育成計画など実際の取組の様子を見学しました。



(本社社屋)



(取組内容についての説明)

取組内容

1 時間外勤務実績表の作成と工場内への掲示

時間外労働・休日労働に関する協定（「36協定」）遵守のために、全社の時間外勤務の実績表を作成し、工場内に掲示し、誰でも一覧で把握できるようにしている。

2 多能工の養成と環境整備

生産ラインにおいて多能工を養成し、受注が増加したライン（部門）に、応援要員としてバックアップに入り、生産に支障を来すことなく、また、当該部門が長時間労働となら

3 労働者との面談による健康確保

時間外労働の年間の42時間超過月数が一定基準（年4回）に達した労働者に関して、

所属先の課長と管理部業務課が本人と面談し、疲労の度合い、業務予定、ストレスの有無等について確認し、休暇取得によるリフレッシュを勧める等の対応を行っている。

4 年次有給休暇の取得促進

年次有給休暇の取得促進のために、平成28年度から計画休暇制度を導入し、労働者は、

有給休暇のうち、年間4日（上期2日、下期2日）を計画休暇として、所属長に申請し、

所属長はラインごとに業務調整をし、積極的に休暇の取得を奨励している。

5 特別休暇制度の活用

年次有給休暇をリフレッシュのために利用できるよう、忌引休暇、罹災休暇（火災・天

災被害等災害に遭ったとき）、結婚休暇等の特別休暇制度を設けている

実績

1 労働者1人当たりの月平均時間外・休日労働時間

平成25年度：27.7時間	平成28年度：22.2時間
平成26年度：23.5時間	平成29年度：29時間
平成27年度：15.9時間	

2 年次有給休暇の取得率

平成27年度：31%	平成29年度：49.8%
平成28年度：48.4%	



（取組内容について意見交換）



（多能工の育成計画等工場内の掲示）